|  |  |
| --- | --- |
| 日本国憲法ワークシート　０３  　　第３章[その１･第10－19条] | 年　　　組　　　番 |

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

▶第3章　国民の権利及び義務

第10条【国民の要件】日本国民たる(　１　)は，法律でこれを定める。

第11条【基本的人権の】国民は，すべての(　２　)の享有をげられない。この憲法が国民に保障する(　２　)は，侵すことのできない永久の(　３　)として，現在及び将来の(　４　)に与へられる。

第12条【自由・権利の保持の責任とそのの禁止】この憲法が(　５　)に保障する自由及び権利は，(　５　)の不断の(　６　)によつて，これを保持しなければならない。，(　５　)は，これを(　７　)してはならないのであつて，常に(　８　)のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の】すべて国民は，(　９　)として尊重される。生命，自由及び(　10　)に対する国民の権利については，(　11　)に反しない限り，立法その他の(　12　)の上で，最大の尊重を必要とする。

第14条【法のの平等，貴族の禁止，栄典】

1. すべて国民は，(　13　)に平等であつて，人種，信条，性別，社会的身分は(　14　)により，政治的，経済的又は社会的関係において，(　15　)されない。
2. その他の(　16　)の制度は，これを認めない。
3. ，その他の(　17　)のは，いかなる(　18　)もはない。(　17　)の授与は，現にこれを有し，又は将来これを受ける者の(　19　)に限り，その効力を有する。

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

第15条【公務員選定権，公務員の本質，普通選挙の保障，秘密投票の保障】

1. (　20　)を選定し，及びこれを罷免することは，国民固有の権利である。
2. すべて(　20　)は，全体の(　21　)であつて，一部の(　21　)ではない。
3. (　20　)の選挙については，成年者による(　22　)を保障する。
4. すべて選挙における投票の(　23　)は，これを侵してはならない。

選挙人は，その選択に関し公的にも私的にも(　24　)を問はれない。

第16条【権】も，損害の救済，(　20　)の，法律，命令は規則の制定，又は改正その他のに関し，に(　25　)する権利を有し，何人も，かかる(　25　)をしたためにいかなる(　26　)も受けない。

第17条【国及び公共団体の責任】も，(　20　)の(　27　)により，損害を受けたときは，法律の定めるところにより，国は公共団体に，その(　28　)を求めることができる。

第18条【的及びからの自由】も，いかなる(　29　)的拘束も受けない。，犯罪にるの場合を除いては，その意に反する(　30　)に服させられない。

第19条【思想及び良心の自由】思想及び良心の自由は，これを侵してはならない。